

(1) 公募型プロポーザル方式

品確法に定められているとおり、廃棄物処理施設建設工事のような公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすことから、技術力の評価に重きを置いてコンサルタントを選定する方式、すなわちプロポーザル方式による廃棄物処理施設建設工事に係る建設コンサルタントの選定を推奨する。

① プロポーザル方式とは

地方公共団体（発注者）が廃棄物処理施設建設工事のような特定プロジェクト（業務）の内容とその遂行において高度の技術または専門的技術が特に必要と判断した場合に、発注者が複数のコンサルタントに対しプロポーザル（主に技術提案書等）の提出を求め、それらの中から各コンサルタントに技術的課題の解決方法や対応姿勢等を評価することにより、技術力の評価に重きを置いて委託するコンサルタントを選定する方式である。プロポーザル方式には、「総合評価型」と「技術評価型」の2つに分類できる。主な特徴は下表のとおりである。

【プロポーザル方式の種類と特徴】

	総合評価型	技術評価型
方式の概要	技術提案の内容及びコンサルタントの業務分野技術者の能力を、総合的に評価することにより特定する方式	コンサルタントの技術者能力に重点を置いて、評価することにより特定する方式
技術提案書に求める事項	業務に関する技術者の経験等を問うもの及び業務内容に関する技術提案を問うもの。	業務に関する技術者の経験等を問うもの及び業務内容に関する技術者の取組姿勢を確認するもの。
技術提案書（経験等を除く）	「特定テーマに対する技術提案書」実施方針等のほか、具体的な取組方法の提示を求めるテーマに対して、「業務の実施方針、業務フロー、工程計画」に係る技術提案書を作成する。	「業務着眼点、実施方針など取組姿勢」業務の取組姿勢（業務着眼点、実施方針等）について技術提案書を作成する。
ヒアリング	原則として実施する。	原則として実施する。
評価方法	技術者の資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量と技術提案書の内容、ヒアリング結果を総合的に評価し、特定する。	技術者の資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量と技術提案書に基づいたヒアリング結果を評価し、特定する。ただし、評価の着眼点は、専門技術力と専任制となる。

② プロポーザル方式を採用する際の留意点

- ・ プロポーザル方式における発注者の募集要項（仕様書）の主な項目は、趣旨・委託目的・策定方針・経過・委託内容・調査事業等であるが、発注者が求めたい業務範囲とそれに関連する情報を極力盛り込むことが必要。
- ・ 技術提案書のヒアリングは必ず実施するものとし、建設コンサルタント側の業務実施の担当者及び最終成果への責任者に対し、面接チェックを行い、コンサルタントの適正な選定評価を行うものとする。また、責任者の手持ち業務量を確認し、責任者が当該業務に責任を持って、業務遂行に当たることができるかを評価することも必要である。
- ・ プロポーザル方式を採用する目的は、価格競争とは異なり、予定価格内の金額でコンサルタントの様々な創意工夫をした技術提案を要求することであるため、見積重視の評価によりコンサルタントを選定することは避けるべきである。
- ・ 見積価格と技術提案を総合して評価する場合には、一般的に、全体評価のうち見積価格のしめるウエイトは低くなる。(10~20%以下に抑えることが行われている。)
- ・ 第3章(5)に記述したように、計画・基本設計業務、発注支援業務、廃棄物処理施設建設工事の契約後の施工監理業務は、それぞれ別のコンサルタントに委託することが適切である。
- ・ なお、建設コンサルタントのプロポーザル方式による委託契約の事務処理については、国土交通省において、各種通達が発出されているので、廃棄物処理施設建設工事においても、これら通達を参考とすることができる。

(2) 積算方法

廃棄物処理施設設計業務に係る標準歩掛はないが、「厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」設計業務委託標準歩掛等、類似の標準歩掛を参考にし、予定価格を作成することが可能である。不当な低入札を防止するため、発注者支援の業務内容を明確化し、適正な対価が報酬として支払われるよう、業務の具体的な事項と業務量を明確にし、積算単価を設定し、予定価格を設定することが必要である。

(3) 技術者の配置

建設コンサルタントの技術力の確保を担保するため、案件ごとに専任の技術者（技術士の資格を有し、案件について責任を有する技術者等）を決定するなど、能力を超えた受注を防止し、技術者の適正な配置を行うことが必要である。

地方公共団体において、コンサルタント選定前には、専任の技術者の手持ち業務量を把握し、選定後には専任技術者の配置が確保されるようにすることが適切である。

(4) 発注支援業務の公正・中立性の確保

廃棄物処理施設建設工事に係る建設コンサルタントは計画・基本設計段階の業務、発注段階の発注者支援業務及び施工監理業務を行っているが、特定のプラントメーカーーやゼネコンとの利害関係が無いこと等の中立性の確保が不可欠である。

このため、第3章(6)にあるとおり、計画・基本設計業務、発注者支援業務、施工監

理業務のそれぞれを同一コンサルタントに発注することは避けるべきである。

また、ここでいう発注者支援業務とは、発注仕様書の作成、技術審査支援、発注事務支援などであるが、発注者支援の業務内容を明確化し、適正な対価が報酬として支払われるようになると、建設コンサルタント間の競争が促され、技術力の向上が期待される。さらに、将来的には、建設コンサルタントの責任分担を明確にしつつ、第7章(1)に提示したプロジェクト自体のマネジメントをするピュアCMを行えるような、発注者のアドバイザーになることを目指すべきものと考えられる。

第9章 廃棄物処理施設建設工事の契約事務処理上の留意事項

(1) 違約金特約条項

先般、国土交通省は「工事における違約金特約条項の強化について」（平成17年9月28日付国土交通事務次官通達）において、これまでの請負代金額の10%としていた違約金特約条項を、一部の悪質なケースについて、15%に引き上げた。この条項が適用される不正行為は、①当該契約に関し、受注業者が独占禁止法第3条または第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、これが確定した場合と、②当該契約に関し、刑法第96条の3または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定した場合としており、これに加え、さらに悪質なケースについて、違約金を引き上げている。違約金特約条項の設定は、入札談合等の不正行為に対する抑止力となることから、発注者となる市町村においても、これを参考に積極的な導入・強化を図る必要がある。

【(参考) 違約金特約条項の契約例】

違約金に関する特約条項

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)が平成 年 月 日付けで締結した〔工事名〕の請負契約(以下「本契約」という。)に関し、乙(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- 二 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 本契約に関し、前項第2号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第2号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 二 乙が甲に〇〇市〇〇〇規則第〇〇条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

第2条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者住所

氏名 印

請負者住所

氏名 印

注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(2) 総合評価における落札者の提示した性能等の履行の確保（再度の施工、契約額の減額、損害賠償）

施設竣工後において、契約内容どおりに施工されたかどうかを確認することは当然のことであるが、こと総合評価落札方式では、標準的な方法と異なる工事方法や技術を用いて工事の品質の向上を目指すものであるため、契約どおりに履行されたかどうかの検証は非常に重要である。

契約に盛り込まれた性能等の成果がしっかりと達成されているかを検証を行うことはもちろん、総合評価落札方式による契約の中には、周辺住民等に対する工事途中での影響の低減といった内容が含まれる場合があるので、契約内容が履行されたかどうかの検証は、適切な時点、期間を設定して検証する必要がある。

また、万が一、契約内容がしっかりと履行されていなかった場合を想定し、契約時に内容と水準を明確に提示したペナルティ事項を（再度の施工、契約額の減額、損害賠償など）決めておかなければならぬ（下表参照）。そのため、検証の方法等につ

いて、受注業者等と疑惑が生じないようにしておくことが重要である。

ただし、ペナルティ事項は、積極的な技術提案意欲が削がれるような過度の重責とならないように配慮することにも留意する必要がある。

【技術提案内容の不履行に対する評価内容の担保の考え方】

引渡前	引渡後
<ul style="list-style-type: none">・修補請求・修補不可能な場合は、契約金額の減額または損害賠償の請求・工期遅延の場合には、履行遅滞に伴う損害賠償の請求・いずれの場合も工事成績評定の減点	<ul style="list-style-type: none">・修補請求・修補が困難または合理的でない場合、損害賠償の請求・いずれの場合も工事成績評定の減点

(3) 低入札価格調査制度

「廃棄物処理施設整備費国庫補助事業の適正執行について」（平成15年10月27日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）において、原則として最低制限価格を設定せず、低入札価格調査制度を活用すべきことを各都道府県を通じて、各市町村に対し周知しているところである。低入札価格調査制度とは、非常に低価格での入札があった場合に、当該価格で契約内容の適正な履行が可能かどうか、または、公正な取引の秩序を乱すことがないかを市町村が調査する制度である。低入札価格調査制度を導入するに当たり、市町村は、事前に調査基準価格を設定し、その金額未満で入札が行われた場合に、落札者の決定を留保した上で、入札者に調査書類を提出させ、低入札に係る調査を行い、その結果、契約内容の適正な履行が可能と認められ、かつ公正な取引の秩序を乱すことがないと認められる場合には、当該入札者を落札者と決定し、認められない場合には、次順位者を落札者とする。

また、適正な履行が可能であり、秩序を乱すことがないと認められ、低価格入札で受注業者が決定した場合には、手抜き工事とならないよう、施工監理をしっかりと行うことも重要である。

なお、契約内容の適正な履行がされないと認められる基準について、国土交通省では、入札価格が、契約毎に3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当者の定める割合（※）(直接工事費+共通仮設費+現場管理費×1/5) を予定価格に乗じて得た額に満たない場合としているので、参考とされたい。

（※）予定価格を基準として、予定価格の積算のうち、現場管理費を1/5とした額で、かつ、予定価格全体の2/3～8.5/10の範囲内で要調査額を設定している。

第10章 廃棄物処理施設建設工事の契約後の留意事項

(1) 入札結果の情報公開

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠ある。このため、入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、国、特殊法人及び地方公共団体は、発注者の決定に至る行政内部の事務執行や判断過程を公表することが義務づけられているところである。併せて、これらの情報を公表することによって、落札価格情報の入手を目的として行われる不正行為を排除すること可能と考えられる。

このため、当該公共工事の入札案件ごとに、①入札者の名称及び入札金額、②落札者の名称及び落札金額や ③工事費内訳書などの個別工事について入札及び契約に係る事項を契約締結後遅滞なく、ホームページを使うなどして一年間公表するものとする。

なお、総合評価落札方式により入札を行った場合には、各入札者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額に加え、各入札者の技術評価点、価格評価点や入札者の評価値について公表するものとする。

(2) 予定価格の事前公表制度

地方公共団体においては、予定価格の事前公表については、法令上の制約がない。このため、例えば、価格以外の要素を含め評価する場合に公正な入札が実施されるならば、技術や提案内容による競争が促されると考えられることから、予定価格の事前公表については、その効果について検証を行ったうえで、実施するものとする。

第11章 Plan Do See サイクルによる評価の実施

(1) 基本的考え方

市町村においては、本手引きを参考にして入札・契約方式の改善策を検討(Plan)し、改善策を導入し(Do)、その効果を確認・評価する(See)ことが必要である。

そして、評価の結果は納税者である住民に対して公表し、次の廃棄物処理施設の建設工事が数年後に予定されていれば、評価の結果を次回の入札・契約の方法に反映し、さらなる改善に活かすことが適切である。また、次の廃棄物処理施設の建設工事の予定が当面無い場合にも、施設の運転管理などの他の廃棄物処理分野の公共調達における入札・契約の方法に活かすことが可能である。

さらに、個々の市町村の評価結果を市町村間で相互に共有することができれば、ある市町村の取組を参考にして別の市町村がより良いやり方で取り組むことが期待され、こうしたことを積み重ねることで、廃棄物処理施設建設工事分野における入札・契約方式のさらなる進歩につながると考えられる。このため、評価結果については、

市町村間で相互に共有できるよう、環境省で構築する入札・契約情報データベース（第12章(1)）の中に取り入れていく予定である。

(2) 評価の方法

評価の方法は、個々の市町村ごとに検討することが基本であるが、廃棄物処理施設建設工事分野の標準的な評価の方法として、本手引きでは以下の方法を提示する。なお、改善策の導入前後で比較評価することが可能であれば、導入前後での比較評価が中心となるが、過去の廃棄物処理施設建設工事の時期から相当年数経過している場合などは、価格や技術などが相当程度変わっていることから、導入前後での比較評価を行う必要はない。

① 評価の項目

入札・契約方式の改善は、競争性と透明性を高めること、長期的かつ総合的に安価で良い品質の工事の施工（施設の建設だけでなく運営も契約する場合には事業の実施）を目指すものである。したがって、評価の項目は下表に示すように、経済性が向上したかどうか、工事・事業の品質が向上したかどうかの2点を中心とし、競争性・透明性が向上したかどうか、方法・手続きの妥当性や課題を評価することとする。

また、必要に応じ、落札企業やその他の競争参加企業等から改善策についての意見をヒアリングやアンケートにより把握することも考えられる。

② 評価の時期

評価は、施設建設だけでなく建設後の運営がトラブルなく行われることを確認した時点で行なうことが望ましい。このため、原則として、稼働後1年を経過した時点から1年分の実績データを用い、稼働2年目の時点での評価を行うこととする。建設後運営時にトラブルがあり修補が必要となった場合などは、例えば、修補の内容を含めて評価することが適切であるため、修補の内容が確定した時点で評価を行うことが適切と考えられる。

③ 評価の公表等

ここでの評価は、市町村が自ら行うものであるが、入札監視委員会など専門家を活用し第三者の客観的な視点・意見も聞きつつ行なうことが望ましい。また、評価結果については納税者である住民に公表する。

評価の項目	定性的な評価	定量的な評価
経済性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●契約価格を予定価格と比較した際に実現されたコスト低下の内容の分析（何のコストが下がったのか）。 ●コスト低下の内容が工事の品質を犠牲にするものではないかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設建設費を予定価格と比較するほか、当該市町村の既存のケースか、または、比較可能な他市町村のケースと比較する。 ●可能な場合は施設の運転管理費についても同様の比較評価を行う。 ●ライフサイクルコストなどトータルでのコスト縮減になっているかどうか。 ●PFI等や可能な場合は、Value for Moneyの向上を確認する。
工事・事業の品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●発注仕様書の要求水準と比べて工事・事業の品質の向上が図られたかどうか。 ●工事・事業の品質の向上が図られたのはどのような点か。 ●安定的な処理や最終処分量の減量、資源・エネルギー回収等の面から意義のある品質の向上かどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●発注仕様書の要求水準と比べてどれくらい性能が向上しているか。（発電効率、資源回収効率、最終処分される残さ率などを比較する） ●品質の向上によって、得られる経済的メリット。（売電収益の増加、最終処分費用の削減など）
競争性・透明性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●競争参加企業の数。可能な限り、入札・契約情報データベース等から得られる他の事例と比較する。 ●発注者である市町村が、公開すべきとされている情報項目について、公開の有無を確認。 ●改善策の導入によって、競争性・透明性の面でどのような変化があったかを分析する。 	
方法・手続きの妥当性と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●例えば総合評価落札方式の場合、設定した評価項目の妥当性、落札者決定を左右した評価項目や配点の妥当性について分析する。 ●事務手続き上の負担など改善策の課題を明らかにする。 	

第12章 参考

(1) 環境省における支援策ー入札・契約情報データベースの構築

廃棄物処理施設建設工事を行う市町村において、毎年十数件から二十数件に及ぶ各地方公共団体における廃棄物処理施設建設工事における入札・落札額（工事費用内訳書を含む。）や、しゅん工時における地方公共団体の工事成績書などの情報を獲得しこれを用いることができれば、より客観的な予定価格の算出や適正な工事の施工確保に役立てることができる。

そこで、各市町村において個々にこうした情報収集をしなくとも済むように、環境省においてこうした情報を収集し、必要な解析を行い、市町村が利用できるデータベースや、相互に情報交換することが可能な仕組みを構築する。具体的には、予定価格

の算出に反映できるようにするため、工事費用内訳書に遡り、プラント設備の設備別の工事単価の分析ができるベースで入札・落札額等の情報を各地方公共団体から収集・集約し、データベース化して、地方公共団体にフィードバックする。また、入札・落札額などを広く全国ベースで公開することで、副次的な効果として、プラントメーカー等の公正な競争を促し、適正な価格の形成にもつながることが期待される。

データベース構築に当たっては、施設建設後の維持管理に要する経費、処理施設運転時の技術情報といった情報、PFI事業の運営状況等についても、市町村が相互に情報を共有することができれば、不足している知識やノウハウを補うことができるため、こうした運営時の重要な情報についても収集し、フィードバックすることを検討する。

このほか、総合評価落札方式等の実施状況についても、同様に情報共有することを検討する。また、収集する具体的な情報項目については、早急に決定し、平成18年度から発注事例等の情報を収集し、データベースに蓄積させ、平成19年度から具体的に情報提供ができるよう努めるものとする。

(2) 環境省における支援策－市町村等の契約事務をサポートする専門家集団の組織化

中小都市における廃棄物処理施設建設工事は、20年に1回程度の事業となるため、知識・経験の蓄積が十分な職員が不足していたり、発注業務に対応できるような職員配置がなされていない。環境省は、このような不十分な市町村等の体制をサポートする必要があるため、公正・中立な立場にある専門家や高い技術力を保有する大都市職員及び関係者などからなる専門家集団の構成を支援することで、個別案件や全国的な価格動向などについて、技術的な評価・分析が行えるようになることが適切である。既に、廃棄物処理事業を担う地方公共団体を会員とする(社)全国都市清掃会議において、会員地方公共団体に対する技術支援業務を行っており、地域的にも東京都、大阪市等においてこうした技術支援業務が行われている(第7章(2))。

こうした現在の取組を踏まえ、今後、環境省において、大都市を中心に協力を呼びかけ、地方公共団体がその組織の中で育成した廃棄物処理施設建設工事のプロジェクトマネージャーとして職務に当たってきた廃棄物処理施設建設・運営の専門家(現役及びOB)からなる専門家集団の組織化を図るべく努める。この際、現役職員の場合には身分上貢献できる役割が限られることから、専門家集団における現役専門家の役割は、全国的な価格や技術の評価・分析といった全国の市町村に還元するような共通事項に関する役割とする等、専門家が貢献できる役割の範囲を考慮する必要がある。その上で、大都市を中心とする地方公共団体から専門家の推薦をしてもらい、また、高い技術的識見を有するプラントメーカー等の退職技術者の探索にも努め、一定の専門家リストを作成することが想定される。そして、こうした専門家集団の応援業務の事務を管理し遂行する体制も必要となることから、現在、こうした業務を実施している既存組織の活用を中心に、実効性のある、支援体制の仕組みづくりを検討する。

また、支援の方法としては、市町村の職員が自らの職務について主体的に取り組むことを前提とし、専門家が個別事案ごとに市町村側に立ってアドバイザリー業務を行うという方式と、事業計画中の市町村等の職員を対象とする研修による方式など、いくつかのバリエーションも考えられる。全国の市町村職員の専門的能力を大都市職員

と同レベルにすることは困難であっても、発注者として責任を持って業務を担当する職員に対し、業務を十分に実施できるよう、的確な情報を提供し、技術的知識を備えてもらうことは、市町村が発注者としての責任を果たせるようにするため、極めて重要である。このため、環境省における専門家集団の組織化検討に当たっては、市町村に対する支援の方法について、どのようなバリエーションを設けることが的確であるかも検討する。

今後、環境省において、専門家集団の組織化による市町村支援の具体化に向け、専門家の役割、支援の具体的な方法、支援業務の実施方法、支援業務の実施主体等を検討し、19年度以降の具体化を目指すこととする。

(3) 環境省における支援策－標準的な発注仕様書の提示

一般的な公共工事は、工種別に工事を分割し、契約前に工事内容を確定できる詳細な実施設計を終えた後、その実施設計に基づく施工のみを業者に請け負わせる契約方式すなわち施工契約（図面契約）を採用している。

一方、廃棄物最終処分場土木工事を除く廃棄物処理施設建設工事は、複雑・高度なプラント建設工事であり、各プラントメーカーが特許・ノウハウにより独自の構造の廃棄物処理施設を建設している現状にある。このため、価格競争的に工事請負契約の締結を図るため、①発注者が建設する廃棄物処理施設に求める性能仕様（機能・効率・能力等）を記述した発注仕様書を入札前に各プラントメーカーに提示し、②各プラントメーカーから見積設計図書（通常は無償のため基本設計程度）を提出させて審査し、③発注仕様書と見積設計図書を契約条件として入札を行い、落札者と契約を締結する、④そして落札者は契約後に詳細設計と施工を行う、という性能発注（設計・施工契約）方式が採用されている。また、廃棄物処理施設建設工事は、プラント工事と建築工事で構成されるが、廃棄物処理施設に求められる性能仕様を両工事が一体となって機能発揮する必要があるため、通常、全工種一括発注方式が採用されている。

このような特徴を有する廃棄物処理施設建設工事にとって、基本的な契約条件となる発注仕様書は非常に重要である。今後、環境省においては、現在定められている「一般廃棄物処理施設建設工事に係る発注仕様書作成の手引き」を見直し、現在の技術水準に即した標準的な発注仕様書作成の検討を進め、発注者が工事に求める内容を明確に表現できるようにする。

(4) 参考となる資料

第3章「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を定めた件」

（平成13年3月29日総務省、財務省、国土交通省告示第1号）

第5章「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（平成17年9月）

「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて」

公共工事における総合評価方式活用検討委員会（平成18年2月）

第6章「PFI方式による公共サービスの安全性確保に関する検討委員会（中間報告）」

仙台市（平成17年12月28日）

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する
基本方針」 (平成12年3月13日総理府告示第11号)

第7章「CM方式活用ガイドライン」国土交通省（平成14年2月6日）

第8章「工事契約実務要覧」新日本法規出版（株）

- プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて
- 公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて